平成23年度 第1回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成23年6月3日(金) 13:30~15:50
会場	市役所北館 2 階 会議室 3
出席者	会 長 長田 貴
	委 員 竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子・小林 正美
	松矢 欣哲・加納 多惠子・進藤 昌子・安宅 桂子・津村 直行
	地域包括支援センター
	桝田 節子・山縣 正子
	小阪 明・西濱 茜
	田中 裕美・河口 真澄
	大島 眞由美・荒木 澄玲
	大谷 美保 先谷 美保
	事務局、保健福祉部高年福祉課
	永井 喜章・木野 隆・奥村 亨央・吉川 里香・広瀬 香
	保健福祉部地域福祉課
A = 24 = 41 = 44	細井 洋海
会議の公表	■ 公 開 □ 非公開 □ 部分公開
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成22年度芦屋市地域包括支援センター運営事業報告
- (2) 平成23年度芦屋市地域包括支援センター活動計画について
- (3) その他

2 資料

資料1 平成22年度芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告

資料2 平成22年度高齢者生活支援センターの活動目標と成果

資料3 平成23年度の活動計画(西山手)

資料4 平成23年度の活動計画(東山手)

資料5 平成23年度の活動計画 (精道)

資料6 平成23年度の活動計画(潮見)

資料7-1 平成22年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(西山手)

資料7-2 平成22年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(東山手)

資料7-3 平成22年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(精道)

資料7-4 平成22年度地域包括支援センター運営事業委託料の精算書(潮見)

当日資料 平成21,22年度の相談業務の推移

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告、説明し、委員に意見聴取する。

開会

- - 1 平成22年度芦屋市地域包括支援センター運営事業報告 「平成22年度芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告(資料1)」について事 務局より説明。

(長田会長)

ただいまの説明に対して、確認・質問などはございませんか。

相談数のカウントの考え方ですが、関係機関・行政、関係機関・行政以外とありますが、行政以外の関係機関の範囲はどのように設定されていますか。

(事務局 吉川)

現在の事務局の認識においては、社会福祉協議会や警察といった機関と認識しています。

(長田会長)

関わるケースによって関係機関は、様々であると思われますので、各地域包括支援 センターでの認識が異なると、数字にズレが生じてしまいますので、一定の範囲を確 認することが必要だとおもいます。

(事務局 吉川)

ご指摘のとおりだと思いますので、再度、項目の示す範囲について精査いたします。 (長田会長)

新規の相談対応件数を見ると、介護支援専門員やサービス提供事業所職員から入る相談件数が継続相談に比べて、少ないと感じますが、その理由が何かあれば教えてください。また、今後のことを考えると、新規相談を増やすことはシステムとして良い歯車で回っていくことにもつながるのではないかと考えますが、相談を増やしていくことについて、どのように考えていますか。

(事務局 吉川)

新規の相談では、例えば認定の新規申請を介護支援専門員が受けた場合には、申請 代行を行うなどにより、受け手のなかで完結している現状があると思われます。当然、 介護支援専門員も地域のネットワークを担っていただく方でありますので、互いにど のように協力し合えるのか協議をして、認識を高めていく必要はあると思います。

(長田会長)

次に、虐待及び疑いのある事例件数ですが、西山手地域包括支援センターと東山 手地域包括支援センターの山手圏域の数が昨年と比較して倍近く又は倍以上になって います。ネットワークシステムの充実もあると思いますが、実際のところで、昨年ま でと比較して増加している理由について、それぞれの地域包括支援センターの現場の 考えを聞かせてください。

(西山手地域包括支援センター)

西山手地域包括支援センターでは、これまで、虐待通報には至らず困難ケースとして取り扱っていたケースが、支援経過のなかで、通報に至ったことが数の増加した理由としてあると思います。また、個々の理由と併せて、システムの充実により、通報しやすい状況になっていることも理由だと考えます。

(東山手地域包括支援センター)

東山手地域包括支援センターでは、これまでは疑いとしながら、ケアマネジャー支援としていたケースについても、ネットワークシステムに乗せるなかで、通報数が増

えたものであると考えています。

(小林委員)

資料1の5ケアマネジメント支援ですが、21年度は実人員168人、延べ相談回数362回となっていることと比較をすると、22年度は急激に少なくなっているのですが、その理由は何かありますか。各地域包括支援センターにおける、ケアマネジャーの所属する事業所数が少なければ、その地域包括支援センターに入る相談は少ないと考えても良いのでしょうか。

(事務局 吉川)

居宅介護支援事業所数は 23 カ所となっています。また、居宅介護支援事業所の所在地で考えますと、最も多いのは精道地域包括支援センターの圏域でありますが、利用者の居住地の地域包括支援センターに相談することが基本となっていますので、事業所数と利用者の居住地と、相談件数との関係性については回答は難しいです。しかしながら、22 年度に権利擁護支援センターができたことによって、これまで地域包括支援センターに相談していた事例のなかで、金銭に関わる部分などは、直接、権利擁護支援センターに相談することができる様になったことで、分散されたものもあると思います。

(長田会長)

資料1の4(3)の介護予防一般高齢者施策ですが、課題や今後の方法性、施策的 にやってみたいと考えているものがあれば教えてください。

(事務局 吉川)

一般高齢者施策については、直営の体操教室もあり、従事者による意見交換を実施 しています。その中で、同じ人が何度も教室を利用しているという現状があり、教室 に新たな人を入れていくためにも、組織育成に含まれるものとして、自主グループ的 なものに結びつくような、活動支援が必要ではないかと考えています。

(長田会長)

資料1の6地域ケアシステム構築業務ですが、資料では、年間の会議の開催の記載がなされていますが、会議の実績では、どのように地域ケアシステムがつながっているのかが見えにくいです。今後は、会議でやっていることを明記していただき、活動報告に含めて記載していく必要があると思います。

(事務局 吉川)

会長のご意見のとおり、会議で何をしたかが重要な点であると考えますので、報告 の掲載についても、今後は検討事項等を記載して内容を確認できるように改善いたし ます。

(長田会長)

次に、資料2の「平成22年度高齢者生活支援センターの活動目標と成果」について説明をお願いいたします。

「平成22年度芦屋市高齢者生活支援センターの活動目標と成果(資料2)」について, 西山手,東山手,精道,潮見地域包括支援センターより説明。

(長田会長)

ただいまの説明に対して、確認・質問などはございませんか。

(加納委員)

社会福祉協議会として、地域ケア会議の事務局を担っていますが、きちんとした体

制が整うまでは業務を担うことの大変さが生じていることを伝えたいと思います。

(長田会長)

地域ケアの推進には様々な課題がありますし,効果的に地域を支えていくためにど うすればよいかを考えていくことが必要だと思います。

次に、質問ではなく、意見としてお伝えします。例えば西山手地域包括支援センターですが、社会福祉協議会、東山手地域包括支援センターと協働して機関紹介シートを作成したことは非常に大事なことですが、配布をした結果を記すことが重要です。また、東山手地域包括支援センターもネットワーク構築を進めているとありますが、具体的にどのように進めているのかを記載してください。何を成果として伝えていくかを考えて記録に残すことが大切です。

精道地域包括支援センターですが、民生委員からの相談が莫大に増えていますが、 その要因、変化した点があれば教えてください。

(精道地域包括支援センター)

担当地域が拡がったことと,精道地域包括支援センターが福祉センターに設置され, 民生委員の会議が福祉センターで実施されることが多く,その時に立ち寄られて相談 されることが多くなった点が挙げられます。

(進藤委員)

精道地域包括支援センターの民生委員からの相談ですが、福祉センターが非常にオープンにされているので、わざわざ相談に出向くのではなく、出入りしている時に相談できることで、身近になったということだと思います。

(竹田委員)

地域包括支援センターの業務の中での、包括的ケアシステムの構築については課題 もあり、大切にしていきたい活動だと思います。機関紹介シートの作成の効果やネットワーク構築を進めていることの具体的成果が記されていないことは、なかなかうまく繋がっていかないからでもあると思います。精道地域包括支援センターは、環境の変化によって相談数が増えていますが、各地域包括支援センターの成功例を共有することで、参考になることが出てきたら良いと思いますし、既に実施されているかもしれませんが、地域の連携協働についても、事例検討を通じて行っても良いと思います。(加納委員)

地域ケア会議で事例検討はやっていますが、会議の進め方の問題もあると思います。 出席しての感想ですが、事例を各グループで話し合っている時は様々な意見が出ているのですが、発表となるとその意見が反映されないことがあり、グループの意見の吸い上げが十分にできていないのではないかと感じました。会議を充実したものにするためにも、社会福祉協議会の事務局運営への協力をお願いします。

(長田会長)

それぞれが価値を感じて、実践に繋げられるような効果を発揮でき、フィードバックできるような会議にしてもらえたらと思います。

(信岡委員)

精道地域包括支援センターは相談件数が増えていますが、相談にかかる時間や職員 の負担が増えたといったことはありますか。

(精道地域包括支援センター)

継続的に関われていないことは、継続相談件数から数字として現れています。また 活動のなかで、早期発見、対応が不十分であることが課題と考えています。

(長田会長)

従事する職員の質も影響することですが、職員配置にも影響することです。今後の 職員配置について計画的な考えはありますか。

(事務局 吉川)

職員配置については、次期計画策定のなかで検討されることでもあり、今後の高齢者推移等も見据えて考えられ、今後に繋がる段階にありますので、この場での明確な返答は難しいです。

(船橋委員)

各地域包括支援センターの職員数は何人でしょうか。

(事務局 吉川)

西山手地域包括支援センター、東山手地域包括支援センターはSV含めて3.5人、潮見地域包括支援センターは浜風在宅介護支援センター分を増員し、4.5人、精道地域包括支援センターは基幹的業務を含めて6人となっています。また、精道地域包括支援センターについては、高齢者人口が多いことと、相談数の実績から、23年度は6.5人の配置となっています。

(山口委員)

ケアマネジャーの立場からは、地域包括支援センターは非常によく動いておられる 印象を持っています。電話をしても不在のことも多く、それだけ活動されているのだ と思います。新規相談への初動の動きや、ケアマネジャーへの後方支援も、特に虐待 ケースの際は素早い対応をして下さっていますので、ケアマネジャー側からすると頼 りになり心強い存在です。 また、芦屋市の地域包括支援センターとケアマネジャー の連携は近隣市と比べても、密接な関係が取れていると思います。

(長田会長)

必要があって連絡した時に連絡がつかない点では、即効性への問題もあると思いますが、連携を密にしてやっていく点ではとても重要なことです。

では、次に、地域包括支援センター運営事業委託料の精算について説明をお願いします。

「地域包括支援センター運営事業委託料の精算について」(資料 7-1~7-4)について事務局より説明。

(長田会長)

ただいまの説明に対して、確認・質問などはございませんか。

普段、職種別の人件費を目にすることはありませんが、職種による違いも含めて法 人の考え方による違いもあることが分る資料となっていますね。

(事務局 永井)

人件費については、年齢構成による違いもあると思います。

(長田会長)

事務局説明でもあったように法人による差があることは仕方がありませんが、費用 対効果との兼ね合いも含めて、運営面における職員への対価に対して、働きかけの可 能、不可能もありますが、一定ラインの視点を持つことが大事ではないでしょうか。

(加納委員)

職員給与については色々あると思いますが、地域の信頼を維持する地域包括支援センターであって欲しいと思います。

(津村委員)

行政が法人の給与体系に意見することは非常に難しいことです。また、介護保険財政における費用の枠組みもある中での課題や、制度における課題も非常に大きいと思われます。

(長田会長)

地域包括支援センターを維持し発展させていくために、法人の考え方ともつながる 部分でもあるので、その様な視点で考えていくことも必要であると思います。

(長田会長)

では、23年度高齢者生活支援センター活動計画の説明をお願いいたします。

「平成 23 年度の活動計画 (資料 3~6)」について西山手, 東山手, 精道, 潮見により説明。

(長田会長)

既に動き出している活動でありますが、ただいまの説明について、質問やご意見がありましたらお願いします。

(加納会長)

潮見地域包括支援センターの活動は社会福祉協議会と同じように活動されていらっ しゃいますね。

(長田会長)

社会福祉協議会と一緒に活動してきた実績でもあると思います。

(加納委員)

自治会や管理組合の特性もあり、地域包括支援センターの担当地域の地域性もある と思われますので、大変な活動だと思います。

(長田会長)

東山手地域包括支援センターでは、障がい・児童の相談への対応が記されていますが、そのことは、他の地域包括支援センターにも共通している項目だと思います。東山手地域包括支援センターとして計画に記された意味は何かありますか。

(東山手地域包括支援センター)

全ての地域包括支援センターに共通していることですが、複合支援を必要とする世帯があることから、そのように示しました。

(長田会長)

明記されているからこそ、障がい・児童の相談があったときの対応の標準化や一定 ラインの確認が必要となります。また、精道地域包括支援センターにある、緊急時の 体制づくりも全地域共通の項目ですね。これは市域レベルの計画もあるので、連携し て各地域包括支援センターとも協働で計画して対応していただけるよう期待いたしま す。

では、議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

次回の地域包括支援センター運営協議会は8月下旬を予定。

閉会